見聞隨筆

貳

家傳

藏

和書門
類 三四六七
號 函 架 冊 五

内閣文庫
和書
類 三四六七
號 冊 五
函 一五
架 一〇

内閣文庫
番號 和 34467
冊數 5 (2)
函號 151 101

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

内閣
222

見聞随筆二卷目録

一 竹内右席奮つ性之事
一 竹尾義右衛門先祖之事
一 竹尾集人大蛇を撃殺事
一 酒井十右衛門先祖之事
一 加藤一閑亦嘗之事
一 板垣伯耆守様御家来竹前事
一 川合三郎左衛門様御家来同事
一 岩付駒右衛門奮つ手柄之事

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

一 江戸表御奉行様へ之事
一 乗尾金蔵女出し之事
一 黒沢源左衛門切腹之事
一 久保田金七郎之事
一 伊藤忠蔵大坂出張対決之事
一 伊奈忠之水戸因縁之対決之事
一 因人数留之事
一 氏賀左衛門様へ出張之事
一 伊奈勝左様へ出張之事
一 隠し人御帰国被仰付之事

一 沼上八左衛門大坂陣出役之事
一 本田横蔵出張之事
一 上郡之水学之事
一 伊奈之内殿様領之下人所事
一 長谷川勘之丞出張之事
一 鶴林寺学之事
一 安松源左衛門大坂陣へ掛之事
一 神谷助蔵大坂陣出役之事
一 鄙間之仲間人を世話之事
一 久世伝之丞之学之事

一 拝借変改之事

見聞随筆巻之三

一 原以来初めの内は毎年拝借願出候ハ[illegible]
[illegible]
之別て[illegible]
[illegible]
[illegible]

義は人倫の大なる事にして
毎の活潑なる少年にして
活有り

一 土師家の長男は徳川家の人にて井
伯監屋敷に附き勤仕
の志有り 神武の敬に
有に御わせ給ふ 清の侍中一藩たり
ハ、ものにて仕るべし 長男なれば
一内之助に成り 内藤家に出生
ら拾ひ 弟

[illegible]つゝ 抱きもつ
住一番しいつれ
しと云り 小文に
有し 此時の
意を 勤りは
有り 今も小文
一 井尾集八 [illegible]
切せ [illegible] 獲和も
うを [illegible]

集人法他を捨て大悲眼を指す小本小乗
の所なりたる中へくるる入搜しりるる仏の名号
集人の胴中を二重に引巻付て高名て
本の上へ引上たる梅ハ大地にまかれたるよと云
へと丹波ハたるしいかんともまた捨ともなりる
脇こと巻上の方をつんたるれい本の候
ちたき成蛇ちるをもしくらにの海と場
ひしいる捨ても全くなるハ仕方もあるとも
内にもの所く程に捨れ者ハ出方
それ程にもをとけ本の候ハ捨ぬり左乃

もを巻く本輪付捨ぬる程に大地なれハ力
つよくるるん殺まるるるる脇本の候に捨付
くまる程の胴乃鱗二枚斗と捨をかりる
其時迄ハ鱗の首たるを冷付たる蓮ハ
強し力を今噛切吐出ハ又蓮程に成か
通りの骨迄噛付たる地ハ今かりて強と引
人させ金刮力をもしるる押付噛たるし
程に地も其身によりる力強たるるかる
たるしまるしるる中おるたる強景
本乃下乃義代内ハ首たるしる級人たるれハ

家来共を高沢に遣し為方を尋ねに不知哉と差越しまし候ハ
ゝ為の遣りまゝ鳥をおそれ誘物の音を聞ハ
こゝ方〳〵尋ねに為の仕に集人倒を伏て居り
かきおし抱く者病しうるゝ人ハ是生ゆゑ者
連ゆゑを抱ハ為れせしゆゑ彼地ハ明の岩屋ゆゑ
仕ゝ迄に死ゝるものゆゑ中陰ゝ中陰ゝ中
陰ゝ中

一 陰中ゝ中ゝ人祖ハ富掛所ゆゑ風筆下
になく居人ゝ領地ゝ領地ゝ領地ゝ

年ゝ命ゝ長ゝ寿ゝ有ゝ者ゝ其人ハ別陰中取
の領ゝ地ゝ陰中陰ゝ陰ゝ陰ゝ者ゝ家ゝ家ゝ者ゝ
株の所ゝ者ゝ家ゝ家ゝ者ゝ一ゝ面ゝ八ゝ義ゝ為ゝ家
りゝ男ゝ陰の所ゝ家ゝ家ゝ者ゝ家ゝ家ゝ者ゝ
八ゝ人ゝの家ゝ下ゝ者ゝ者ゝ陰ゝ陰ゝ中に
為ゝ

一 加茂ゝ命ゝ者ゝ陰ゝ一ゝ月ゝ命ゝ者ゝ人ゝ将ゝ来ゝ
たゝ男ゝ陰ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ
の長ゝ男ゝ陰ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ
ゝ為ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ

和藤男の妻ゝ[illegible]ハ何ゝ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]に我が[illegible]に[illegible]
有り物を肩に[illegible]て[illegible]
[illegible]物を[illegible]ひ[illegible]に[illegible]
[illegible]の[illegible]を引き[illegible]
[illegible]ハ[illegible]内[illegible]
[illegible]に出すハ[illegible]何[illegible]
[illegible]に[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

親族[illegible]に何[illegible]
物をとらせ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

役人と雖ハ仮役ハ仕役ニ成ル者ハ
なりと文ハ[illegible]
年号之江戸ハ法令ハ直の法書
不成ル者ハ一同帯ヶ相成事勿
内之者の仲ニ成りてハ領内ハ領内
かと云りたるハあるとす高ハ大名ハ体ハ
[illegible]書ハ[illegible]
りし勤たりと云ハ[illegible]
牧野伯耆守ハ仕ハ[illegible]
仕事り町奉行一所ニ帯ル[illegible]

[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]人の心[illegible]
同金三郎[illegible]板[illegible]鳴門川を渡して佐行に
力を生たり別の[illegible]
[illegible]利根の平原して三所平に手[illegible]居
たり而て上板の直に山城を直領供[illegible]大勢
引連て山舟に手[illegible]三郎の[illegible]
手を立て[illegible]山城[illegible]
[illegible]に成人[illegible]武士の生ふ手[illegible]
[illegible]
武[illegible]同金三郎[illegible]

男役を勤[illegible]
[illegible]山城[illegible]成[illegible]
しも不[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

中ゝ城ゝ内ハ隅りゝ迄いやゝしぬてゝ流
してい道ゝ[illegible]ゝ中のいうを押隠ゝ傳
いゝて[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
いやゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
山城ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
別ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

一
岩村助太郎ハ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

市陳ゝ市俵ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
紙のこゝろにゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]

直江に於て勝頼を云々に敵と見限候
付て備之面々持之通之運之儀之事
よと云て加賀之勝頼あるとて下れ迷之
組直江之子にあるまと云まく云云
江坂源市郎実祐道与て者一番切者と
なりと成て石中加賀之子孫多と法華
之後に内之に下れ之支度仕候
為之与者拾之者を者共無拾者碧之
り根よ尾ゆく之事に自を方之者たり後に
為知書り拾徳の中百姓中に拾之者敬

の之者を寄て云々を明高実之体を見て已ハ
面々の在之人元知りて拾ストて之たりきの
生徳ハ刑て失ハ面々めおよと云々
をあ寄之者て寄て国りたく
して後面々云云牛石一之を本の枝に縄
を云々をけ至に面々後の拾の為之
方に内に拾徳て而拾まく穂先二寸牛
ハ金作て者者その方とかけて沼中に
まる成小刀を削て拾に刑を穂先
の方ハ小刀云刑之方中人者之一を成

とゝ〳〵ゝ拾て後ゝ所出ゝ成ゝ大ゝ盜ゝ仕ゝ候ゝ者ゝ
り□の後ゝ市ゝ盜ゝ仕ゝ候ゝ所出ゝ成ゝ拾ゝ
ゝ世のゝ中ゝ
弁尾金之事若時ゝ出ゝ申ゝ候ゝ所ゝ雜材
に何ゝ者ゝ成ゝ共ゝ拾ゝ板ゝ之ゝ儀ゝ者ゝ
御ゝ如ゝ之ゝ上ゝ申ゝ候ゝ家ゝ中ゝ之ゝ者ゝ
銘〻一ゝ切ゝ盜ゝ仕ゝ候ゝ者ゝに無ゝ之ゝ人ゝの
ゝ拾ゝ板ゝ入ゝ拾ゝ候ゝ人ゝ者ゝ
ゝ一ゝ切ゝ盜ゝ仕ゝ候ゝ者ゝ
拾ゝ板ゝ

遠ゝ国ゝ之ゝ者ゝ拾ゝ板ゝ之ゝ者ゝ
ゝ
ゝ

てし給ふハ又盗賊ニ
切られ又ハやとり同様ニ道中ニ
切りに逢ひ切られ切られ
殺ル者ハ体よりも及ぬる
と云ふ所の人云伝へ
お腹ハ書ハ器物ハ
上書ニ明らかに
宣嘩ハ上代ハ
の正義ハ
へ道理のたとへ

又拳切ハ
人ハ又拳ハ
切ハ時に
為ル
ハ此腹切ハ神妙
切と
中ハ
を
ハ
腹切と云也
腹切と云ハ
腹ハ切と云
腹の切と云ハ
腹の

成り共其方子の未角髪之内に出家方僧
主て但無手を石掛内ハ一待と云外先指一
手字に切て佐渡守殿ハ十文字に切き上て
ハ昔佐渡忠信腹十文字に切腹を見
出したと云り然し其方仰まて腹を切
さるむしりかたし死さうなれハ人の後を捨て
死矢面にて死なと余りに弱きなる又
人まさて其の気の上へ九寸五分を突立わたり
胴を切り二本三本と突へ突通と対
主に申ゆうを今世佐渡の腹に仕の

十四

一
るとこと生死の清ら一家のなれ成させり
かりたんしハ有難きなると云佐渡
久保田金七ハ大坂陣に体よ腹のうと云名
なりと後に上列形田顔の百姓賓蔵事
の腹切越後へ来り人保田金七と尋ねい
ハ人をと同しハ我ハ林伯耆と云人今
久保田を拠ると一類をけ云国国に
かくれ越後を国ハ尋て出羽庄内を
打ものと久保田を尋ると云りハ先庄
なと信をてる拠ると云ハ郡原に住る人の

いこの威侍共やとて今ハ武士にて有
りしハ武士にて有りし中間者ハ出て金七ハ
古板庄右衛門殿の家来林新一郎ゆく迄而
よりて主人の内家中にてしんあき方多く
永野氏ハ新一郎に捕られ古板庄の内
供しに出て捕られ二つ内ハ海陸の内
直に取抱らること其金七人の家今迄
別に百姓弟の代よりあるつ金七と名付来れ
家筋ハいかゝ云やうに別に家ハ中西右の
ゝ家ハ侍氏ゝ侍りしハ其ハ長沢氏ゝ侍

とり下ゝ名乗りて源之丞ゝ又源右衛
門ゝハ久保田伝右衛門
一 但忠書正清古板ゝて討死ゝ有之の合戦
に手も合ゝ有ゝ内家ゝ御ゝハ早撃ゝ
為信ゝ出ゝ為信ハ鉄ゝ板ゝ
ゝ為ひ七日ハ本村ゝ為井伊掃部長
為ゝ元合りゝ別ゝ方り侍ゝ仕ゝ何しも
横地を入戦ハ中ゝ板ゝ信ゝ板ゝ
弟子の内貞田能登ゝ別ゝて打伊の子貞
長ゝ古ハ兵衛ゝ方の侍ゝ為ゝて其孔に

備を厳しくする必要を認めさせられ
たるに基き相模国遠江駿河三ヶ国
七道を通じて人馬の徴発を命ぜられ
ましけれども本村等にては格別なる
二の掛合の使者なかりしかの事を言葉として
差出すも及び難き旨申述べ何れも
留守居役迄なりたりかかる事ども
益国能登守を以て相模国を出張するに
付掛り合ひて所司代の名を下されと物産
方の者を掛合ひけれども対答致さと

不審宮内に参る馬人小文字御能る之□
文の馬人口陸を大文字一方分
宮内に参る由申聞陳ぶ人数
しまに合ひかねけれども何方の
事人数を差出ぬと聞及ひ
ふ方構突出しの方に迫られ
出しと存ぜ後に
の働き能ふし相
対応したる者の
味方二日七日の対応人別

御ふたり

一

伊奈ふる水ハ伊奈部郡ニ有之ニて鬼
ふる水と世上ニ云ふるハ其ノ頃ふる清水の御
到信を以常繁ニ駿河の庄屋を
能世ふるさおるに付ふ寛文寅年
ふりふれハ鬼の水ふかりてゆ沈ハ
障る鯨ふ出ふ掛ふる水ふ方ふ成と
対外方ふ多ふ沈しふれハ何と
ふ成ふふ伊奈主水ふふ
出ふふふふふふふふふふ

十七

大分鬼ふふふ宿ふ寛門八十八年水ふ三ふ
成ふふ七日の頃村の後切
ふふ伊ふ有ふ西ふ出ふふふふ
合ふハ年ふふふ出ふふふふふふふ
ふふふふふふふふふふふふふふふ
伊ふふふふふふふふふふふふふ
御ふふふふふふふふふふふふふ
ふふふふふふふふふふふふふふ
対死ふふふふふふふふふふふふ
ふふふふふふふふふふふふふふ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]に[illegible]二[illegible]の[illegible]式[illegible]右衛門[illegible]先[illegible]
[illegible]右衛門[illegible]を通[illegible]て即駕を[illegible]通
り[illegible]ことを[illegible]おち[illegible]先[illegible]手[illegible]仕[illegible]我
役人[illegible]あり[illegible]て丈[illegible]成事を[illegible][illegible]右衛
門[illegible][illegible]何[illegible][illegible]おち[illegible]通り[illegible]通
[illegible]て押通[illegible]に[illegible]の下[illegible]れ[illegible]後
[illegible]人[illegible]なり[illegible]ことを[illegible]聖[illegible]なるよ[illegible]を
[illegible]ことを[illegible]よ[illegible]面[illegible]し[illegible]又[illegible]而[illegible]何[illegible]ごと[illegible]よ
人数の内[illegible]駕の[illegible]化家の下[illegible]ことを[illegible]
刺切[illegible]し[illegible]は方の人[illegible]ん[illegible]入り[illegible]ん[illegible]の[illegible]

のかさしを振[illegible]ん[illegible]右衛門の内[illegible]入[illegible]者[illegible]
[illegible]通[illegible]拘[illegible]れ[illegible]右の家中[illegible]
の沼[illegible]て[illegible]人[illegible]右[illegible]一つ[illegible]
[illegible]り[illegible]主水[illegible]手[illegible]れ[illegible]手[illegible]
[illegible]右衛門[illegible]即駕[illegible]箱[illegible]
[illegible]時[illegible]何[illegible]計[illegible]
[illegible]明[illegible]
[illegible]仁[illegible]
[illegible]の内[illegible]
[illegible]

中略時分宮之助殿御
通し宮年寄衆より
以御日之御御使
ゟ御用事のたを呼
和ゟ御年寄衆
ゟ〻れハ南人方
聖寺先様ゟ
以列をこれ
内人数西ゟ
ゟれ或ハ大体人数
使ゟ高野の人数に
使ゟ高野の人数に

絶ゟ他家中のたを
人ゟ下ゟ
者人心

一
乱賀者ゟ
迄ハ世井伊ゟ
一類ゟ下部の
ゟたゟ知の日
者ゟ出る
和歌山ゟ
御家ゟ

内屋敷預りの武州江戸に拘り相違
なりとて例之通内馳走、節五ツ拍子
高砂屋与兵衛と内祝い酒入申度
八ツ時分と遠山内の方の者共
之外内証にお法士共
迄人々八おもち弟
八落之内様御用ゆえ
内に拘り申人々と取扱
陸方に取扱申
中方に変八長右衛門
義兵衛様と内
弟様の障を取り
右左様
あ中つ方へ
切申
変申
方
江戸生番の内

義兵衛様之内屋敷江戸に拘り申
方にて之通を以て長右衛門
屋八江戸の外に居りを待
御用ゆえ内の上に
業のとく江戸の外にかくて打れ八力をなし
くおりて取申八文に
しりて仕方
は孫ら弟本体
本書つゝ云り
伊勢勝変之少々別
義兵衛様之内屋敷
方にて
屋八江戸の外に居
御用ゆえ内の上に
業のとく江戸の外にかくて打れ八力をなし
くおりて取申八文に
しりて仕方
は孫ら弟本体
本書つゝ云り
伊勢勝変之少々別

小鉄砲を能おりの上手の筒を前おいて是を
てすりとなるべいの所構ひ出ぬ如ものあり
と申せ一伯耆の内陣をかまえ居おりて井ん
あるとの内大坂内陣籠りの人数下人
日本中を通伯耆を抜用おかるべきあき
むれなる遠国なれハ人おぬと云ものなし
云ふ様ハ何方へ行なる乃中も手出一所伯耆守
有
家なれ共我張合ておりて居おりて迷ひて
おたひ張合ひ人ハ知ハ人ものに
惜しくしハ初おこて一旦おて出ぬ迷

後に人を作りしハ出撃ひ戦場を廃中
伯耆を初あくたるおて必ず面に得
一の有事と云一ハ二月の所おて皆
ものなり

一 龍見九郎兵衛ハ寄手一番迷勇気成生
さ々乃ハ屋和て石の他迷勇気成生
質しいの城内の舘村ハ江戸ものなり
ろう十八日の乃ハ出て少ハ迷来事
乃事ハ乃ハ兵衛ハ出て
雨ハ降乃ハ乃ハ伯の先ハ中宮ハ

只今人王の御宮を造計法王を引て
八流を踏を奉りに雖然如一も未御供
為かしらなかりに中の光線にて入
給うられハ陸奥と小家を
豊と雨と晴をとおのおのて宿を教に
之を出なること一方かの宮御帰の家
をくに来を乗方法家雖然市
りれた併のをもをいまいまの来給ふを待
百匹陸奥を御供し奉るハ
おくハ之なかり然る雨を待ちくに慰相

今ハ万やまもり之相よりて内引人の事
国情を見よ世界を焼ふ事ハ
八幸のるをこいかの中を見ふ
をかくまかくいと見和果ふ那寺
海ふて内第を寄ふを宿ふ
きをこをんこを今の中ふ情の中今ふ
の内と幸へをりまりて留ふを牧大中
ふこをりまりて中ふ我ハ供人の兵
之ふりと云ふ事ふ万宿ふ
をりおふかて焼ふ中東大千雪ふ紙を

手
所なくあらとんとに小家の集りなき所
ゆゑ藤の房を垂れ男はたり男はたり
屋敷なりといふの世話をいたしをり
りの男はの内かやくしてお音のたりをみす
犬猫の類入らぬ人を生捕りに成
りのくすきて所より人のうけのうしはい必
者をいふひつるの所にいるの如き
世界の方をみまこうの方代のたり何をも
よけうるさきの内よりこの所にまりくて
こうの世のもとに家のもうの更をまりて

死をを抱きて男性をさへ横抱きをみ
なりを弟妹に男子の眼をの嗚咽をを
るとこの世界の彼家屋の内に出
りて所れ主人の世界の何者ありまきるハなか
主の者をこの世界の何者ありまきるハなか
りしやとかりされハこの世界の者
しとの去我およをあの内に入りを
りれハ主女ハ我婦にて私乳の方の
書中弟妹我ら為たよりをハ年
婦をいしくて死中たり年をを兵庫に

[illegible]

[illegible]

[illegible]

味噌を馬ハ誰のする何方ニ寄り申ハ
ハ城中ニ高田高取馬ハ公方様ハ
上様城内ニ寄り申ハ御馬也
ハ列ニ寄申ニ付ハ
馬ハ三ツ金静ハ
ハ古市ハ馬ハ何ニ寄ニ信
形ハ寄行ハ
ハ
ハ

上杉方之二手に分れ八幡宮雨降森の
麓を経て鶴ヶ岡を攻め和田の陣屋を攻
撃止む所に力丸を遣はし伊豆の国
大名共に仰せ付られ
義村と共の上に力丸掛り二階堂と相成
義盛と合戦の時義村千騎と共に一騎
たりし 関義定と力丸掛り二階の
力小脇指にて力丸と組合
と云へり 此義定は鶴ヶ岡に指料を
相成の長男なり 浮世小路金子二門の
遺 此方一手に攻寄り浮世小路の

南より今も大切に保しる八幡宮六男井
尾中務丞義重と共に後花園と云ふ朱の大
橋なり義又兵衛の甲赤松の甲拵
上下黒ちりめん 和田殿 家喜家
二人共に御免 本田横笛八先祖角山十郎
山の城主と云ふ 家殿と喜べる
清水本多忠十郎 家殿と喜べる
第八武家元年 注言本田平兵衛
ちりは勇ましかりし 此家の祖父

畢竟本人の誤りなり十左衛門殿本国に帰て
と云ふ者なり後に九郎と云り昔に家老の
男子を嘗て信れに親類なる者に如此と
聞かいかなる人の家を学問せ
らるるを見て面目なりと存
付の事

一 上京之水は出品の人にて市兵衛殿家来
雑掌に相頼心得市家人長崎伊賀屋国
常方に一両年居申候しかるに其名
を忘れ少来家にて弟四郎上京の
青表紙を見て指物の青表紙の表紙にて指
此国家にて人の噂しに此国家にて二百石
計り上方系勝蔵後今
津に居申候上方系勝蔵後今
名字を改め仕へられし由家来
之通之通はんりに相成一方の中沢
氏おけるこの国ケ系に伝りけり嘉藤
より宮氏と相者の指物に記置
様を好きに成て直に山様ちゃん言られるに
うろと直に山様ちゃん言られるに
御城代にて御城代にて

警衛令に服するハ他の戦ひ人なり
小隊ヲ人数を引上ると雖も番号ハ不
揃ニ差ス引揚きせす行ふ者
てわけかし山城ちこもを西牙物喜
ひ上ス思ふ越ものを二日ら
御をんく引上たまもらくがしとやハ
敵ちと一方の撤揚もせ時ハ方のおに
乗ル後を御ちんなるとさせたり
後を兵の敵方を先遣と競ひ走ひ
しハ大局ちと水路

為陸路討死に打ちおつて三方を討せたり
ちと上ハ好時ハ大勝ハ五ツ時分と板
東を進ち悪しき後軍を勇ム事
長軍ヶ原ち前哨戦を
敵石田方行軍ち及んで上板ヶ原
六時軍ち合戦ち敵ハ敗ちて
ち進ハ翌十三年二月一日山城ちを勝ん後の
敵軍中迷ん為清ハ自ひて撃ち
国ニ引ハ京都の玄関書の作ち十ち八上
敵を水攻ハ上ハ事用をされハ山城ち

摂津国の人吉野宮上陸より付き奉り候人遠
国にあるべしと云へ共果は又この田舎に帝
直江の義に出るべきと思ひ取り分け於て
下り山城守殿を引きに只一力打ち
まけ候へ共此の間に相手を出さず
あるべしと直に拵へ弱い拵へ候を
たい境ふたり所なり世の人少なく
もかるものあるべかたに陣所のすべ
にてなりに侍衆騎を附け立て山城と水と
さめて賞賜のあるべしや山城風を御覧ハ

上京ハ今日都にたちかへり候原にて相果
或ハ手負ひ小原手仕一手にて雷名を
馬沿下に附て彼手和と附るべかり
かやうなと云しを使ひ少て紙子を聞き
為に下和と附ると思ひ何なる組中陣
表陣より上れし一つ家なる西国にハ
吉良景勝ハ何度百姓和家を下ハ
うちハ武田勢謀を謀ハ石見なる
岩ヶ柳家より仕下し小田原北条
下下者ハ小陣なる大文と書き

百姓共を不足なる様組中に主地に
撰出なる出上なる下付なるを無なる於ては
組中なるものを不良と異なる百姓共不
足と思ひしものを以て始終に
付ける水田畑を開き風雨を直しなる
一ヶ年出来いて付果て其人数
内男女を示男一家共共に多く果を
入るもの也ことにあるを慎む所後は
格別の年切月之在の中なる人の其
をもきぬるかようなる為を直しなる

一

百姓共なる為に撰出なる出上なる
なるなる以上時なる此なるて一ヶ年
かなる計なし居る物なる物なる一方
の根を元治にて一ヶ年間と少人を
以治度なるなる人数なる
但なる水なる以行の中なる又或人の
時一方時組持なる此なる廃橋
所年間なるなる下部の男と年限と
以為中間を年限なるなる
なる仕事の拾を為なるなる

よこせ石屋ちゑ作の詩にて是ハ雅楽
と云誠に酒井雅楽頭様事ハ対面
申候ハ過日屋敷へ対面し候事ハ
はしめて之儀を存ず解所人ハ別
申上ハ雅楽ハ江戸に用ゆて高麗に渡り
頃日高麗へ渡り候へ中れハ大阪何某ハ
いろは接拶ゑ御接江戸へ参り之儀
言ゑ江戸屋敷へ雅楽頭様
人花御事ハ浅野之儀を相文ゑ御書
使のゑん書状に仕ゑ御
ゑ

ゑ是ハ何そ之儀ハ
相ハ人の首ゑ言ゑ
ゑ右の十年人の之儀
情ゑ人ゑ
何ゑ対の儀
双方ゑ
御ゑ使ゑ
ハハ之ゑ時
作為乱
ゑ

一
北谷川殿之書
先祖ハ四京少条家ゑ仕ゑ

大熊長次郎と云ふ者お暇の事後を願ふ者
城後伯父伊豆國江川村に居る高の家に行
しに居るとの報林内新願の旨を聞
世話を以て内々大熊を改伯父の名
を以て家督願ふ江川勢吉と世話人
雑林蔵に熊田を頼しに成江川田を依
しに成る代参人に日を送りて之を伯父
に成る送りし伊豆の江川田に一反乃
個之後世を辞し隠居に成
れ上に付出させ申候江川市郎右衛門

二割加増の節お蔵同様の家格にて一割
下り之実子なく跡絶の節五年目
十五歳にて家督願ふ書を出し御聞の節
に成る江川を改め谷川と
方の名に仕度しと申村にて大坂
に於て中き内米方役を法に又村に
明世界に成る者を新させ
方に成る又大坂内米方に居る内
五年法を以て勤帰り親の代書の内を
父勢之者二度の大坂法を立て家督の御

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

法を[illegible]に通ずるを[illegible]林浄土宗檀林[illegible]寺と唱中[illegible]通[illegible]に再住の上[illegible]通[illegible]の[illegible]の体[illegible]の[illegible]有[illegible]の衣を[illegible]

[illegible]に多[illegible]に力[illegible]

[illegible]

[illegible]

上ハ檀那のるゐれハ丹内寺長へ告げ行き連
豆腐大勢きて行に信濃ハ路を通り豆腐
ハ京都ハ通ハ道遠ハ行き者
決て外腐ハけ上ハ長く腐り
等者を以て其ハ腐ハ長く無ハ者
多い者上ハ貴ハ者ハ腐ハ者ハ我に
初聖等をわたへ者ハ腐ハ者ハ
等者を以て如此者ハ腐ハ
腐ハ腐して行者ハ
今者腐ハ者ハ腐ハ腐て者ハ別者

本書ハ聖等を立信仰の者ハ
に者ハ腐ハ者ハ者ハ腐ハ
者ハ腐ハ腐ハ者ハ我ハ者ハ
ハ者ハ腐ハ者ハ腐ハ者ハ
叶ハ腐ハ者ハ我ハ者ハ腐ハ
者ハ者ハ者ハ腐ハ者ハ腐ハ
者ハ腐ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

今年五月廿四日何れも伺ひ奉る
ものなり
信州善光寺参詣の節雑様より
ものなり
なるべく
出立の節八代内記の
の打こわ
所作事
ものなり
雑様に
ものなり
雑様の
祥の有之毎に
ものなり

よりて事ものの自然と
因井に又青山のあるべき
中上げ
ものなり
ひ申
彼家を
申遂
雑様に
あこと
と遂

[illegible]

[illegible]

[illegible]

計て見るに打ちうなのを
血を吸ふ人を不知包まれて左の動
ゆはまり張り帰りて
和き傷にして全快
一神谷助太郎の西運ハ
の月七日の夜
敵行方をつけハ赤坂御用の
を一兵と二刀を
伊豆長つて
方ト合ひ赤坂
相左右ゆまり一刀ヲ切り倒
一をつて助太郎つ
家捜しに
平八石切切先の
切附ち
屋ト切付ち倒
谷川用記と同じ
るやうな助太
録一由記ハ
場ちう

てこれハ内記と松ヶ[illegible]家ハ[illegible]
[illegible]に[illegible]
[illegible]
面[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

出でゝ之を比べ見るに絲の太さ毛の如く
氣象ゆたかにして力を抜き太の皮を去りたる
竿を四を四等に割り佐藤治郎右衛門
是迄何方へ遣りつゝ有之候源
正清の内にて秀逸なる仕方を以て仕上
に富み内にて大を料理ちんとに分
を分け切を作る抜き取り矢を入る事
能き出来なれとも其ひ形は又宜敷
しとも又武州より細き竹を
取り其為料を抜き細の上より竹を

を抜上つる抜のうるに切るに切り
へ例なき切り是ハ竹を節切り
直ハ又後に側を切り断中迄抜上
切り敷切り余りわき置る竹に切り
る人知り出沢以佐藤治郎正直
和州より氣候を聞り方成方付
上田ハ清兵衛ハ方佐藤治郎ハ嫁不宜
て今まで有之たけ迄浜人
出る人の世話を来り呼一ヶ月氣毒
成事なれ共此一ヶ月過て

[illegible]ハ世間を[illegible]ル[illegible]
上ハ足[illegible]
この[illegible]命じ云[illegible]を又[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]又[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
清[illegible]
[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

出張命ぜられ新潟へ令入勤
の事情又仮建し上書に情状は
人云々無御座候才一耳に聞かり拙分
云々字句無余金其節
ハ御出張の事御
永住仕度有御座候ハ
人口に膾炙する法令情と云ふ小拙
論説として百万言を費し其本を表に
したるそを聚く発書東上の三男と
共に法令を以て治を新に

来れり

一 拙下作変ハ遠列拙下就言の一類数の組
又三列の事百万言ハ言葉と一所
ハ仕事に成ることハ源氏百万言程
ハ仕事に成ることハ源氏百万言程
百万言ハ何しろ月分金
陽二言つゝ言葉にて屈せざる用言を
少して正列せざるしたる味の上
拙下作変言陸奥山の方言人
時代の事

を不守ニ

国立公文書館
National Archives of Japan